

第三者評価結果

事業所名：稲田保育園

共通評価基準（45項目）

I 福祉サービスの基本方針と組織

1 理念・基本方針

(1) 理念、基本方針が確立・周知されている。	第三者評価結果
【1】 I-1-(1)-① 理念、基本方針が明文化され周知が図られている。	a
<コメント> 稲田保育園は、保育連盟（浄土真宗本願寺派の寺院等が「まことの保育」の推進を図る組織）に加盟し、仏教・浄土真宗に基づく幼児教育「まことの保育」を基本方針の根幹としています。理念は「仏教精神（知恵と慈悲）を柱に、恵まれた自然環境の中、動植物とのつきあいを通して情操を豊かに育てる。」と謳っています。職員に対しては、特別に理念単体の周知に置き換え、法人母体の長念寺で理念の根幹になる法話を受け、理解を深めています。朝礼では不定期に理念、基本方針の話をする事はあり、入園のしおりを職員に配付し、理解を促しています。保護者、施設見学者については、入園のしおり、パンフレットを渡し、理念、基本方針を伝えています。	

2 経営状況の把握

(1) 経営環境の変化等に適切に対応している。	第三者評価結果
【2】 I-2-(1)-① 事業経営をとりまく環境と経営状況が的確に把握・分析されている。	a
<コメント> 社会福祉事業全体の動向、保育業界の動向については、厚生労働省関連の新聞記事、多摩区の園長会議や研修会等を通じて把握するようにしています。分析や経営への取り組みについては法人理事会で検討を図り、園の運営に生かしています。	
【3】 I-2-(1)-② 経営課題を明確にし、具体的な取り組みを進めている。	a
<コメント> 稲田福祉会は社会福祉法人であり、経営環境、保育の内容、組織体制、設備の整備、職員体制、人材育成、財務状況等の現状について公正に公表しています。年2回理事会を実施し、決定事項の内、日常の保育に関わる事項に関しては職員会議で周知しています。職員に関しては、自己評価表を基に実施する個人面談を期初の近い時期に行い、退職の予定、出産・産休の予定等を聞き、対応できるように職員体制の検討をしています。	

3 事業計画の策定

(1) 中・長期的なビジョンと計画が明確にされている。	第三者評価結果
【4】 I-3-(1)-① 中・長期的なビジョンを明確にした計画が策定されている。	b
<コメント> 中・長期計画としては、設備の更新、要員計画、研修計画が中心となっていますが、現状の社会情勢や人口動態、時勢等を考え、稲田福祉会としてビジョンを明確にして行くことを課題の1つとし、取り組んで行かれることを期待いたします。	

<p>【5】 I-3-(1)-② 中・長期計画を踏まえた単年度の計画が策定されている。</p>	<p>a</p>
<p><コメント></p>	
<p>単年度の事業計画として、設備計画、要員計画と、全体的な計画・年間指導計画、そして年間指導計画を具体化した行事計画に大分されます。設備計画、要員計画については中・長期計画で示しており、事業計画として、全体的な計画・年間指導計画により実施しています。全体的な計画・年間指導計画は、日、週、月、期、年には必ず評価及び振り返りを行い、次期につなげています。また、目標の数値化を行い、達成予定日を設定しています。</p>	
<p>(2) 事業計画が適切に策定されている。</p>	
<p>【6】 I-3-(2)-① 事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われ、職員が理解している。</p>	<p>a</p>
<p><コメント></p>	
<p>全体的な計画・年間指導計画策定については、年度末に職員会議で課題、未達を抽出し、今年度に加えたい項目を加味して原案を作成し、職員会議で議論の上、決定しています。実施状況の把握や評価・見直しは、前述の通り日、週、月、期、年の区切りで組織的に実施し、職員も理解しています。</p>	
<p>【7】 I-3-(2)-② 事業計画は、保護者等に周知され、理解を促している。</p>	<p>a</p>
<p><コメント></p>	
<p>年間指導計画について、理解を促すため主に、保護者も参加する年間行事計画に置き換え、年度始めに概要を説明しています。福田保育園には保護者会があるので、入園説明会、保護者懇談会の他に保護者会でも概要説明をしています。</p>	

4 福祉サービスの質の向上への組織的・計画的な取組

<p>(1) 質の向上に向けた取組が組織的・計画的に行われている。</p>	<p>第三者評価結果</p>
<p>【8】 I-4-(1)-① 保育の質の向上に向けた取組が組織的に行われ、機能している。</p>	<p>a</p>
<p><コメント></p>	
<p>指導計画は、日、週、月、期、年の区切りで必ず反省（C）を行い、課題を明確にし（A）、次期の計画（P）に組み入れ、組織的に実施（D）するようにしています。日々の保育の反省（C）は日誌や保育状況で確認しています。次年度への反映については、全職員で話し合ったことをまとめ、実施に向けて計画しています。</p>	
<p>【9】 I-4-(1)-② 評価結果にもとづき保育所として取組むべき課題を明確にし、計画的な改善策を実施している。</p>	<p>b</p>
<p><コメント></p>	
<p>前年度指導計画の反省点に関しては、職員会議で話し合い、改善策を検討して共有化を図っています。川崎市の監査結果についても職員に伝え、改善できる点は速やかに改善に着手し、体質的な改善における長期に亘る項目に関しては、中・長期的な計画に組み入れるには課題が残るケースもあります。これらについては、必要に応じて目標設定や、段階的に取り組んで行かれるよう期待いたします。</p>	

II 組織の運営管理

1 管理者の責任とリーダーシップ

(1) 管理者の責任が明確にされている。	第三者評価結果
<p>【10】 II-1-(1)-① 施設長は、自らの役割と責任を職員に対して表明し理解を図っている。</p>	a
<p><コメント> 園長の役割と責任については、運営規定に明文化し、職務分掌表でも明確にしています。期初の園だより等で園長の所信を表明し、会議の冒頭でも必ず、職員に向けて役割と責任について話をする時間を設けています。園長の不在時については、主任、副主任以下、職制に準じて責任を持って対応できる体制を構築しています。</p>	
<p>【11】 II-1-(1)-② 遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っている。</p>	a
<p><コメント> 遵守すべき法令等については法人及び園長が把握し、利害関係者との適正な関係を保持しています。法令を含めた行政等との対応については、川崎市保育会園長会、多摩区保育園第一ブロック園長会、多摩区園長会等に参加し、情報共有を図り、法令順守の観点で得た情報は職員研修等に取り入れ、周知しています。</p>	
<p>(2) 管理者のリーダーシップが発揮されている。</p>	
<p>【12】 II-1-(2)-① 保育の質の向上に意欲をもち、その取組に指導力を発揮している。</p>	a
<p><コメント> 園長は保育の質の向上に意欲をもち、常に分析を行い、課題を把握し、改善に努めています。保育園の体制を固め、係や担当を決め、組織としての改善を推進し、期、年など区切りに反省を行い、園全体で取り組む体制を作り上げています。また、主任も園長を支える参謀役として能力を発揮しています。</p>	
<p>【13】 II-1-(2)-② 経営の改善や業務の実効性を高める取組に指導力を発揮している。</p>	a
<p><コメント> 業務の実効性を高めるため、人事、労務に関しては、昨年度から完全週休2日制を導入し、働きやすい環境整備に努めています。職員の働きやすい環境整備を目指し、職員一人ひとりの生活環境を把握及び理解し、シフト、休暇取得等、柔軟に対応できるようにしています。職員会議開催に関しても、平日(水)昼間の2時間程度の範囲で実施するよう変更し、決定事項等についてはリーダー会議で討議し、決定後、全職員へ通知しています。福利厚生については、法人で福利厚生の代行サービス「ソウエルクラブ」を導入し、職員は全国の施設、ショッピング等のサービスが利用できます。</p>	

2 福祉人材の確保・育成

(1) 福祉人材の確保・育成計画、人事管理の体制が整備されている。	第三者評価結果
<p>【14】 II-2-(1)-① 必要な福祉人材の確保・定着等に関する具体的な計画が確立し、取組が実施されている。</p>	b
<p><コメント> 現状、職員の設置は基準より多い状況ですが、それでも個別対応が必要な子どもの増加や、散歩時の危機管理を鑑みた人員配置等を踏まえ、もう少し余裕人員が必要と思う場面もあり、将来の管理職、中間管理職の体制構築の為の中・長期計画が必要と考えています。今後、Zoom会議や園内研修の充実により力を入れて行くことを検討中であり、実行に期待いたしております。</p>	

【15】 II-2-(1)-②
総合的な人事管理が行われている。

b

<コメント>

職員の評価については毎年、期初に各職員から自己評価表を提出してもらい、それを基に面談を実施しています。面談では、1年間取り組んだ内容を双方で振り返り、年の中間で進捗を確認し、期末に成果と反省の面談を行っています。「期待する職員像」については、基本方針の中の「まことの保育」の精神を中心とし、川崎市保育会の階層別業務内容に沿って対応していますが、園独自の階層別の「期待する職員像」をまとめ、示していく必要があると思われます。処遇改善については園長より明示していますが、園独自の「階層別期待像」に沿った、評価の見える化を期待いたします。

(2) 職員の就業状況に配慮がなされている。

【16】 II-2-(2)-①
職員の就業状況や意向を把握し、働きやすい職場づくりに取り組んでいる。

a

<コメント>

職員の就業状況や労務状況は、有給休暇の取得状況、時間外労働等と共に把握しています。職員の悩み相談については園長、主任を中心とし、先輩職員も相談に入り、定期的に面談を行う等、心身のケアに配慮しています。福利厚生では、全国の施設・ショッピング等の優待利用、祝い金等、職員が利用できるよう福利厚生代行サービスを導入して福利厚生の幅広い充実を図り、業務時間についても職員一人ひとりの家庭環境に配慮し、負担軽減に努めています。園では、働きやすい職場作りを心がけ、職員間の連携を密にし、長く仕事を続けられるよう職員に寄り添った人事管理に取り組んでいます。

(3) 職員の質の向上に向けた体制が確立されている。

【17】 II-2-(3)-①
職員一人ひとりの育成に向けた取組を行っている。

a

<コメント>

職員一人ひとりの目標に関して、年間の前半に前年度の振り返りを行い、後半は目標の達成を目指して取り組みます。特に、目標水準は設定していませんが、個人面談では園長、主任、職員の三者面談とし、個人目標の評価、今後に向けて助言・指導を行っています。

【18】 II-2-(3)-②
職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定され、教育・研修が実施されている。

b

<コメント>

仏教・浄土真宗に基づく幼児教育「まことの保育」の精神を根幹として「期待する職員像」はありますが、園として、階層別の「期待する職員像」を明示するよう望まれます。職員研修については、研修担当を設置し、川崎市保育会の年間研修計画に沿って実施しています。今後、計画的に、全職員が公平に受講の機会が持てる体制作りを努めて行きます。園には、精神障害者コーディネーター取得者が4名在籍しており、今後、配備状況を園内掲示にて開示し、保護者への安心感につなげていきます。

【19】 II-2-(3)-③
職員一人ひとりの教育・研修の機会が確保されている。

a

<コメント>

職員の知識、技術水準、専門資格の取得状況等について把握し、資格、勤続年数に合わせて研修内容を検討し、年度内に策定及び受講許可を行っています。通例、川崎市保育会の年間研修に添って受講者を選定して参加していましたが、コロナ禍においてはオンライン研修が充実し、多くの参加を図ることができています。新任職員等へはOJT研修を行い、主任及びリーダー職員が指導にあたっています。

(4) 実習生等の福祉サービスに関わる専門職の研修・育成が適切に行われている。	
【20】 II-2-(4)-① 実習生等の保育に関わる専門職の研修・育成について体制を整備し、積極的な取組をしている。	b
<コメント> 実習生の受け入れは積極的に行っています。今年度もコロナ禍の中、日程変更を行い、実習生2名を受け入れています。実習生受け入れマニュアルを整備し、受け入れ時にオリエンテーションを行い、実習では担当クラスのリーダー職員が実務を担当し、毎日反省会を設け、実習生と職員とで情報共有を行い、個々に成果を得られる実習であるよう指導保育士が対応しています。保護者に対しては園だより、園内掲示で周知しています。今後、指導者研修を受講する機会を設けていかれることを期待いたします。	

3 運営の透明性の確保

(1) 運営の透明性を確保するための取組が行われている。		第三者評価結果
【21】 II-3-(1)-① 運営の透明性を確保するための情報公開が行われている。	b	
<コメント> 稲田保育園は社会福祉法人が母体であり、法人及び保育所の理念、基本方針、保育内容、事業計画、事業報告、予算、決算情報は適正に、ホームページ等に公開し、経営の透明性を図っています。第三者評価受審は今回2回目ですが、受審結果の公表や、苦情に関する改善・対応状況についての公表が望まれます。保護者に共通した内容で、発信者の了解を得たものについては公表しています。		
【22】 II-3-(1)-② 公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われている。	b	
<コメント> 法人の事務担当者が園の事務、経理、取引等に関して携わり、経理規定に従って入札や見積合わせを行う等、公正な取引を実施しています。今後、事務、経理、取引等について専門家の助言や内部監査を実施する等、定期的に確認を行い、経営・運営の適正性を確保する取り組みをされると尚、良いでしょう。決算については法人契約の公認会計事務所に依頼していますが、園運営等についても助言を受け、改善への機会とされることを期待いたします。		

4 地域との交流、地域貢献

(1) 地域との関係が適切に確保されている。		第三者評価結果
【23】 II-4-(1)-① 子どもと地域との交流を広げるための取組を行っている。	b	
<コメント> 地域との関係では、長年、長念寺の檀家としてのお付き合いがあり、地域との関係は緊密と言えます。園庭開放、高齢者との交流、「演芸会」への参加等、具体的な活動も行っています。散歩時には近隣の方々と挨拶を交わし、年長児は幼保小活動の地区別交流参加も行っています。また、地域のこども食堂、登戸のイベントのチラシを園内で掲示及び配布する等、協力し、地域の情報、社会資源を利用できるよう情報提供や支援を行っています。今後、地域との関わり方についての基本的な考え方の文書化を期待いたします。		
【24】 II-4-(1)-② ボランティア等の受入れに対する基本姿勢を明確にし体制を確立している。	b	
<コメント> 昭和54年の卒園児を中心とした後援会「いちょうの会」が園行事の主権や協力を行い、ボランティアとしても最大限の協力をもらっています。また、高校生のインターンシップや中学生の職業体験を受け入れ、学校教育への協力を行っています。今後、ボランティア受け入れや、学習教育等の協力に関する方針とマニュアルの作成が望まれます。		

(2) 関係機関との連携が確保されている。	
【25】 Ⅱ-4-(2)-① 保育所として必要な社会資源を明確にし、関係機関等との連携が適切に行われている。	b
<コメント> 多摩区内の社会資源をまとめた冊子を活用し、玄関先に同冊子を置き、保護者が自由に持ち帰れるようにしています。地図の付いたリーフレットも同様にあります。今後、地域の関係機関・団体について、子ども・保護者の状況に対応できる社会資源を明示したリストの作成が望まれます。個人面談等で相談を受けた場合は地域療育センター（療育相談）等、利用の案内をしています。地域との連携は、多摩区の園長会等を通じて情報の共有化を図り、地域のセンター園である土淵保育園と一緒に地域対応を行っています。また、川崎市保育会としてのネットワークも活用しています。虐待等権利侵害が疑われる子どもへの対応については、関係機関との連携が図られています。	
(3) 地域の福祉向上のための取組を行っている。	
【26】 Ⅱ-4-(3)-① 地域の福祉ニーズ等を把握するための取組が行われている。	b
<コメント> 地域との連絡会（SOS会議）へ参加しています。SOS会議は川崎市社会福祉協議会が主催し、川崎市全域の福祉全般について話し合う会議として機能し、例えば、困っている人（物）に関して、コロナ禍によりアルバイトの激減や、学費捻出に困っている学生に対する対応、保育園にマスクを供給する等、対応策について話し合い、地域の福祉ニーズ等を把握しています。また、保育所の持つ専門性や特性を生かした取り組みとして子育て相談支援等、保護者等が参加できる多様な機会の提供や、保護者や子どもの生活に役立つ講演等、福祉サービスを実施する保育所の重要な役割として一考を期待いたします。	
【27】 Ⅱ-4-(3)-② 地域の福祉ニーズ等にもとづく公益的な事業・活動が行われている。	a
<コメント> 福田保育園は、園庭を3つ有する余裕ある保育園です。1つは長念寺の境内、もう1つはお寺設備等のある独立した園庭、3つ目は園舎横の園庭です。余裕ある園庭の園庭開放を行い、園児と触れ合うことにより、子育て中の保護者の不安や悩みを共感し、安心して子育てができる自信を持てるようサポートしています。参加者を園の行事（餅つき、釣り、盆踊り、観劇会、園のイベント等）に誘い、行事を多摩区の「たまっこカレンダー」に掲載して情報を提供しています。園児は地域の老人会の演芸会等の活動に参加しています。	

Ⅲ 適切な福祉サービスの実施

1 利用者本位の福祉サービス

(1) 利用者を尊重する姿勢が明示されている。		第三者評価結果
【28】 Ⅲ-1-(1)-① 子どもを尊重した保育について共通の理解をもつための取組を行っている。	a	
<コメント> 園の保育方針である、「まことの保育」の精神の下、子ども一人ひとりのありのままの姿をそのまま受け容れ、誰とも比べない一人ひとりの存在を認める保育を実践しています。倫理規定に関しては全国保育士会の倫理綱領を遵守しており、全国保育士会の倫理綱領は川崎市保育会の手帳に記載されており、総会で倫理綱領を読むこともあります。人権については、度々、園内研修を実施しています。人を性差、出自、文化、人種等で差別することはありません。		
【29】 Ⅲ-1-(1)-② 子どものプライバシー保護に配慮した保育が行われている。	b	
<コメント> 個人情報保護については、就業規則に詳細明記し、遵守しています。子どもの着替えについてはカーテンを閉めたり、プール時の着替え等にも配慮しています。3歳未満児の排泄に関しては、プライバシー保護に関する見直しを予定し、なるべくトイレで着脱する等、対応の工夫を検討していきます。		

(2) 福祉サービスの提供に関する説明と同意（自己決定）が適切に行われている。

【30】 Ⅲ-1-(2)-①
利用希望者に対して保育所選択に必要な情報を積極的に提供している。

a

<コメント>

保育所選択に必要な情報提供を積極的に考えていますが、区役所でのパンフレット設置がなくなり、現在ホームページから園情報を提供しています。園見学は予約制とし、少人数で対応し、パンフレットを配付して分かりやすく説明を行い、「よくある質問 Q&A」というプリントも渡し、選択者が知りたい情報を積極的に提供しています。また、電話でも受け付け、対応を行っています。

【31】 Ⅲ-1-(2)-②
保育の開始・変更にあたり保護者等にわかりやすく説明している。

a

<コメント>

保育の開始及び重要事項の説明については3月初旬の入園前説明会時に行っています。保育の変更点については入園のしおりに記載し、説明しています。途中における重要な変更については、年度の途中であっても保護者へ説明し、同意を得るようにしています。就業時間の確認については、年度替わりに全園児の保護者に対して行い、登降園タブレット（玄関設置）も速やかに変更するようにしています。

【32】 Ⅲ-1-(2)-③
保育所等の変更にあたり保育の継続性に配慮した対応を行っている。

b

<コメント>

年度の途中での保育園の変更（転勤、転居等）の場合は原則、保護者の口から直接伝えることを原則とし、守秘の関係もあり、引継ぎ文書は作成していません（保護者及び役所から依頼があれば、その限りではありません）。卒園した子どもや保護者には口頭でいつでも相談できる旨は伝え、盆踊りや運動会等には卒園児も来園できる環境作りをしています。中途転園児のための担当は、相談時点で園長が窓口となり、園長了解の下、主任が担当していきます。今後、卒園時に相談方法や担当者について説明及び文書化を期待いたします。

(3) 利用者満足の上昇に努めている。

【33】 Ⅲ-1-(3)-①
利用者満足の上昇を目的とする仕組みを整備し、取組を行っている。

b

<コメント>

利用者満足の把握については、子どもの満足度については担当保育士が保育の実務を通じて把握し、子どもが楽しく過ごせるよう保育に当たり、日々の笑顔や伸び伸びとした言動を通して感じ取っています。保護者満足については、盆踊り、運動会、お遊戯会等の行事後にアンケートを実施し、意見、要望等を把握するようにしています。個別面接や保護者懇談会等からも、利用者満足の把握に努めています。抽出した意見等は職員間で話し合い、利用者満足の向上に向けて改善に努めます。

(4) 利用者が意見等を述べやすい体制が確保されている。

【34】 Ⅲ-1-(4)-①
苦情解決の仕組みが確立しており、周知・機能している。

b

【判断した理由・特記事項等】

苦情解決の仕組みについては、苦情解決責任者、苦情受付担当者、第三者委員を設置し、苦情解決の仕組みを掲示し、「意見箱」を設置し、保護者等が苦情の申し出ができるようにしています。年間を通して苦情が少ないですが、苦情を受けた場合は、内容と解決を図った記録及び保管を行います。また、苦情内容及び解決策等は、苦情を申し出た保護者等に配慮した上で公表する予定とし、対応できる体制維持に努めていきます。

【35】 Ⅲ-1-(4)-②
保護者が相談や意見を述べやすい環境を整備し、保護者等に周知している。

a

<コメント>

入園のしおりに相談窓口を記載して保護者へ周知しています。保護者からの相談や意見については、3歳未満児は連絡帳（手紙等の場合もあり）で受け、幼児は送迎時等で直接、相談を受けています。保護者が話しやすい場所を設定し、内容によっては長念寺客殿を借りて対応することもあります。

【36】 Ⅲ-1-(4)-③
保護者からの相談や意見に対して、組織的かつ迅速に対応している。

a

<コメント>

保護者からの相談や意見の対応については、基本的には苦情解決の仕組みのフローに準じて対応しています（第三者委員を除く）。特に、受付と解決を図った記録は適切に保管し、検討内容や対応策については職員会議で共有し、保育の質の向上につなげています。保護者対応では、園全体で話しやすい雰囲気作りに努め、職員も声かけを行い、担任以外のどの職員でも相談できるよう保護者と信頼関係を築いています。

(5) 安心・安全な福祉サービスの提供のための組織的な取組が行われている。

【37】 Ⅲ-1-(5)-①
安心・安全な福祉サービスの提供を目的とするリスクマネジメント体制が構築されている。

b

<コメント>

朝のミーティング時に、園長が安全対策に関わる園児の事故やケガ等の記事を紹介し、屋内外で起こりやすい事故や予防策について注意喚起をしています。また、事故防止委員会を設置し、委員会の活動骨子に取り組むよう、検討会議を進めている段階であり、リスクマネジメント体制に向けて期待がされます。基本的には、職員会議で検討している事故報告書、ヒヤリハット報告書を中心に検討を進めていきます。職員は、定期的に園庭掃除を行う際に、遊具や環境について細かにチェックを行い、安全管理に努めています。食事では、誤嚥のないよう、各担任が子ども一人ひとりの咀嚼を把握し、安全に食事ができるよう配慮しています。

【38】 Ⅲ-1-(5)-②
感染症の予防や発生時における子どもの安全確保のための体制を整備し、取組を行っている。

b

<コメント>

常勤の看護師を配置し、感染症対策について責任（全体責任は看護師とし、各クラスはクラスリーダー）と役割を明確にして管理体制を整え、蔓延防止に努めています。保護者へは、感染症ボードでの注意喚起や、健康だよりの発行、季節ごとの感染症流行状況の掲示及び対処法のお知らせ等を行い、感染症の予防に努めています。職員に対しては、看護師を中心に、インフルエンザの蔓延対策と対処法の講義や、ノロウイルス等による吐瀉物の処理法等、知識・実技研修を実施していますが、さらに、感染症の予防と発生時等の対応マニュアルを作成し、全職員に周知を図り、マニュアルに沿った対応及び定期的な見直しを図れる体制作りを期待いたします。新型コロナウイルス対応について判断が難しい場合は、区役所の総合支援センターの看護師と連携を図り、速やかに対応いたします。

【39】 Ⅲ-1-(5)-③
災害時における子どもの安全確保のための取組を組織的にしている。

b

<コメント>

この辺りは多摩川の流域であり、二ヶ領用水も近くにある為、一般的な火災・地震に加えて水害への対処も毎月の避難訓練に加え、また、事前周知をせずに様々に想定した訓練を防災班が計画し、実施しています。訓練では、多摩消防署から水消火器を借り、炎を描いたものを設置して消火作業訓練や、起震車を依頼し、地震の揺れを子どもたちが体感する訓練等も行っています。水害への基本的な対処法は法人でも決めており、地域の方も寺院に避難することを想定し、備蓄等も多めに装備すると尚、良いでしょう。さらに、子ども、保護者、職員の安否確認の方法について、連絡網の整備、一斉メールを一考する等、対策を期待いたします。

2 福祉サービスの質の確保

(1) 提供する福祉サービスの標準的な実施方法が確立している。	第三者評価結果
【40】 Ⅲ-2-(1)-① 保育について標準的な実施方法が文書化され保育が提供されている。	a
<コメント>	
標準的な実施方法は業務マニュアルを活用し、職員の経験値等による保育の水準や内容の差異を極力無くし一定の水準、内容を常に実現するよう基本となる部分は共通化を図っています。子どもの尊重、プライバシーの保護や権利擁護に関わる姿勢については「まことの保育」に沿い、標準化を図っています。子どもの個別性における対応としては、年間指導計画において、培われた職員の定型化により、展開ができています。また、保育において子どもの意見を聞き、子どもの意向に沿って柔軟にプログラムを変更する等、担任と子どもの意見で決める場合もあり、保育実践が画一的なものにはなっていません。	
【41】 Ⅲ-2-(1)-② 標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している。	b
<コメント>	
標準的な実施方法（マニュアル）の見直しは、基本的には年1回とし、職員、保護者の意見も加味しながら、指導計画の状況を踏まえて行っています。また、保育の実施上、不具合がある場合は暫定訂正を行い、検討のうえ修正を図ります。標準的な実施方法について、定期的に現状を検証し、組織的に行う仕組みを定めると尚、良いでしょう。	
(2) 適切なアセスメントにより福祉サービス実施計画が策定されている。	
【42】 Ⅲ-2-(2)-① アセスメントにもとづく指導計画を適切に作成している。	b
<コメント>	
指導計画の作成に関しては、策定責任者及び関係職員を中心とし、必要に応じて他職種、他施設の担当者等も交えて行うこともあります。計画に関して子ども一人ひとりの情報を出し合い、保育実施上のニーズを明らかにし、総合的な視点から全体的な計画に基づいて指導計画を作成しています。また、保護者の意向も加味して検討しています。アセスメントの手法・手順については体制の確立に期待いたします。	
【43】 Ⅲ-2-(2)-② 定期的に指導計画の評価・見直しを行っている。	b
<コメント>	
設定された指導計画は年間、期間、月間、週間、日の計画に細分化され、日、週、月、期、年の単位でその実施結果を確認、反省し、次期に反映するようにしています。基本的には月案を中心にPDCAサイクルを回してチェックする体制ですすめています。さらに、評価・見直しを行う時期の設定や記録の方法、指導計画変更の手順と関係職員への周知の方法等を明示されると尚、良いでしょう。	
(3) 福祉サービス実施の記録が適切に行われている。	
【44】 Ⅲ-2-(3)-① 子どもに関する保育の実施状況の記録が適切に行われ、職員間で共有化されている。	a
<コメント>	
子どもに関する記録は、年度末に次年度の担任への申し送りを行っています。引き継ぐ記録は年間指導計画（乳児及び障害児は個別年間指導計画）の記録の他、経過記録表（成長記録表、離乳食計画・実績表、健康記録等）等であり、これら個人記録等の保管責任は園長とし、事務所の鍵のかかる書庫に格納しています。職員は許可を得て閲覧し、情報共有できる体制となっています。会議において、情報の共有についてしっかりと行い、守秘ができています。	

【45】 Ⅲ-2-(3)-②
子どもに関する記録の管理体制が確立している。

b

<コメント>

子どもに関する記録の管理体制について、記録の保管、保存、廃棄、情報の提供に関する規定については基本的に法定年数遵守の方針です。個人情報の取り扱い、不適正な利用や漏えいに関して、職員に周知していますが、今後、対策と対応方法の規定を設け、研修等に組み込み、理解を深める工夫を期待いたします。保護者へは、個人情報の取扱いについて説明をしています。

第三者評価結果

事業所名：稲田保育園

A-1 保育内容

A-1-(1) 全体的な計画の作成	第三者評価結果
<p>A-1-(1)-①</p> <p>【A1】 保育所の理念、保育の方針や目標に基づき、子どもの心身の発達や家庭及び地域の実態に応じて全体的な計画を作成している。</p>	b
<p><コメント></p> <p>全体的な計画は、児童憲章等を踏まえ、理念、保育の方針、保育所保育指針に基づいて作成しています。毎年、園長・主任で計画の原案を作り、職員に示して意見を聞き、策定後、配付しています。また、全体的な計画と指導計画による保育実践の振り返り、日誌・記録等を通して、全体的な計画の評価を行い、新たな課題については継続して研鑽していく予定にしています。今後、園長責任の下、保育に関わる職員の参画により創意工夫をして全体的な計画の作成、そして定期的な評価後、次の作成に生かすよう期待いたします。</p>	
A-1-(2) 環境を通して行う保育、養護と教育の一体的展開	第三者評価結果
<p>A-1-(2)-①</p> <p>【A2】 生活にふさわしい場として、子どもが心地よく過ごすことのできる環境を整備している。</p>	a
<p><コメント></p> <p>生活・遊びにふさわしい場として、稲田保育園の園庭はとても充実しており、園から直接出られる園舎横の園庭は乳児が気軽に出て遊べ、内庭的な園庭であり、寺院の設備と遊具のある園庭は稲田保育園の遊園地となっており、境内と共通の園庭は昔、蟬取りをして遊んだ良き時代の自然を残しています。園庭がしっかりある保育園は、新設園の垂涎の環境でしょう。園舎は、歴史があり設備的に古いと園では思っているようですが、1階、2階とも、中央に広い廊下が端から端まで通っていて、子どもたちは雨の日でも駆け回ることができます。中長期計画の中に園舎の建て替えも含まれていましたが、現状、生活にふさわしい場を維持しています。</p>	
<p>A-1-(2)-②</p> <p>【A3】 一人ひとりの子どもを受容し、子どもの状態に応じた保育を行っている。</p>	a
<p><コメント></p> <p>「まことの保育」の精神が保育の基本方針であり、それぞれの年齢に応じた発達を見通して「豊かな心情、強い意欲、美しい態度」を身につけることを目標に、健全な心身の発達を促すべく日常の保育に取り組んでいます。職員は、「まことの保育」に沿い、子ども一人ひとりを受容し、子どもが何を考えどう動いているかを捉え、子どもの可能性を信頼し、個々の能力を正しく伸ばし、子どもと共に育ち合う姿勢を持って保育に当たっています。</p>	
<p>A-1-(2)-③</p> <p>【A4】 子どもが基本的な生活習慣を身につけることのできる環境の整備、援助を行っている。</p>	a
<p><コメント></p> <p>子どもが基本的な生活習慣を身につけるために、保育士は一人ひとりの様子を把握し、発達の状態を見極めながら、子どもが自分でやろうとする気持ちを尊重して援助を行っています。例えば、歯磨きは、2歳の終わり頃からスタートし、興味を持たせるところから徐々にやってみようという気持ちになるよう援助しています。園生活の中で、子どもの発達状況等に応じて、生活習慣の取得は、急がせることなく、一人ひとりの子どもにとって適切な時期に援助し、運動と休息をバランスよく取り入れています。また、子どもに分かりやすい方法等を示し、自分でできた達成感を味わえるよう援助しています。保護者とは情報交換を行い、家庭での生活状況や生活リズムを考慮しています。</p>	

A-1-(2)-④
【A5】 子どもが主体的に活動できる環境を整備し、子どもの生活と遊びを豊かにする保育を展開している。

a

<コメント>

保育の主活動の時間は、個人が主体的に行う（別の活動をする）ことはありませんが、中でも主体性を考え取り組んでいます。例えば、製作において、何種類もの色から好きな色を選べるようにしたり、自由遊びにおいては子どもたちの意見を聞き、意向に添うよう遊びを決める等しています。園庭で遊ぶ場面では、園庭にブランコやメリーゴーランド、鉄棒等、色々な遊びができるよう設備されています。子どもたちは鉄棒のさか上がり、前回りを3~4人で楽しんでおり、その間、担任、他の保育士も子どもたちを見守っています。また、ブランコでは保育士が1名付き、順番を待ちながら乗り降りしている様子では、ブランコを降りたら後ろに回るコースを決め、ルールとしています。遊び一つひとつに主体的活動とルールを持ち、社会的ルールを身に付けています。また、自然が残る環境下で自然と親しみ、生活と遊びを通して、友だち等との人間関係も育まれています。

A-1-(2)-⑤
【A6】 乳児保育(0歳児)において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。

a

<コメント>

0歳児の保育室は、広い部屋をフロア部分と畳部分に分け、それぞれのエリアで子どもたちはゆったりと過ごしています。感染予防の為、幼児たちは室内に入らないようにし、早番、遅番も特定のパート職員や担任が対応することにより、安心感と愛着関係を形成しています。保育士は応答的に関わっています。生活の中で、子どもの生命の保持及び情緒の安定を図り、保育士等が適切に子ども一人ひとりの成長を養護し、子どもの発達を援助する教育が一体的に展開されるよう努めています。

A-1-(2)-⑥
【A7】 3歳未満児(1・2歳児)の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。

a

<コメント>

3歳未満児については、余裕ある保育室の環境を整備しています。3歳未満児では基本的な習慣や態度を身に付ける年代であることを理解し、情緒の安定を図り、活動を通して子ども一人ひとりがやり遂げる喜びや自信が持てるよう配慮しています。また、子どもの自我の育ちを支援し、子どもが自分でしようする気持ちを尊重し、探索行動を存分にできるように、安全に配慮しながら環境を整えています。家庭と連携を図り、食事、睡眠、トイレトレーニング等、基本的な生活習慣が次第に身に付くよう配慮しています。戸外での探索活動、自然との触れ合いの機会を持ちながら、室内での活動は、1歳児は2歳児クラスに進級することを踏まえ、慣れ親しめるよう2歳児との合同保育を進めています。但し、コロナ禍において、他保育室へ入ることは制限しており、限られた範囲内で工夫しています。

A-1-(2)-⑦
【A8】 3歳以上児の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。

a

<コメント>

3歳以上児の保育では、3歳児は集団の中で安定して遊びを中心に興味・関心が持てるよう取り組み、4歳児は集団の中で自分の力を発揮し、友だちと遊びや活動が行えるよう環境に配慮し、5歳児は集団の中で一人ひとりの子どもの個性が生かされ、友だちと協力して一つのことをやり遂げることができる環境を整える等、発達過程に応じて、養護と教育の一体的な保育の実践に取り組んでいます。特に、5歳児は団体生活の集大成で、幼保小との連携により他園とのドッジボール大会や交流保育等を実施していましたが、今年はコロナ禍により手紙の交換を行い、交流を行っています。保護者には園の1日の活動を掲示し、必要に応じて写真等も貼り出し、子どもの育ちを伝えています。

A-1-(2)-⑧
【A9】 障害のある子どもが安心して生活できる環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。

b

<コメント>

障害の対応では、フロアはバリアフリーであり、車椅子の入る障害者用トイレも設置していますが、エレベーターの設置はありません。障害のある子どもの状況に配慮した個別指導計画を作成し、保育は統合保育で行い、障害児の個性を大事にしながら、他の園児と一緒に援助を行い、共に成長できるようにしています。該当児については西部地域療育センターの巡回で園での様子を見てもらい、相談や助言を受け、保育に生かしています。設備面及び、障害保育において職員誰もが対応できるように取り組みに期待いたします。

<p>【A10】 A-1-(2)-⑨ それぞれの子どもの在園時間を考慮した環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。</p>	<p>a</p>
<p><コメント></p>	
<p>長時間に亘る保育では、子どもの発達過程、家庭での生活リズム、心身の状態に留意して、保育室の環境、職員体制を考慮して、それぞれの子どもが安心して過ごせるように配慮しています。子どもの状態についての引き継ぎは、職員間で細やかに行うようになっています。延長保育では、年齢の異なる子どもと一緒に過ごす時間帯は安全面に十分留意しつつ、異年齢で関わることについても大切にしています。保護者に対しては、伝達や子どもの様子を担任以外の保育士も対応できるようにし、また、話しかけやすい雰囲気を大事にしています。</p>	
<p>【A11】 A-1-(2)-⑩ 小学校との連携、就学を見通した計画に基づく、保育の内容や方法、保護者との関わりに配慮している。</p>	<p>a</p>
<p><コメント></p>	
<p>5歳児は1月中旬頃から午睡しないよう慣らしながら小学校生活に備えています。但し、それぞれの体調に合わせて午睡ができる環境も整えています。幼保小連携会議に出席し、得た情報を基に就学までに必要なことを保育に取り入れ、文字遊び等、就学に向けた準備を行っています。年長児の保護者へも小学校の情報を伝えています。例年は登戸小学校との交流を毎年行い、小学校体験、給食体験、小学生1年生と一緒に遊ぶ体験ができましたが、昨年は小学校からビデオが届き、今年はパンフレットを見て小学校の様子を知る機会としました。年長児の担当職員は、保育所児童保育要録を作成し、園長確認の下、就学先に送付しています。</p>	
<p>A-1-(3) 健康管理</p>	<p>第三者評価結果</p>
<p>【A12】 A-1-(3)-① 子どもの健康管理を適切に行っている。</p>	<p>a</p>
<p><コメント></p>	
<p>子どもの健康管理に関するマニュアルがあり、マニュアルに基づいて心身の健康状態を把握すると共に、3歳未満児については連絡帳での把握も行っています。全園児は健康ノートを持参し、家庭と園で互いに記入し、健康面や子どもに関する情報を共有しています。看護師は、これらのデータを基にそれぞれのクラス懇談会で健康面に関する方針、取り組み等を伝えています。乳幼児突然死症候群（SIDS）については毎日午睡チェック及び記入を行い、園長に報告しています。職員及び保護者へはSIDSの知識、危険性に対する啓蒙を行っています。</p>	
<p>【A13】 A-1-(3)-② 健康診断・歯科健診の結果を保育に反映している。</p>	<p>a</p>
<p><コメント></p>	
<p>健康診断・歯科健診については、規定回数通り定期的を実施しています。健診結果は記録し、職員へ周知し、保育に反映させています。保護者へは健康ノートでお知らせし、必要に応じて受診を促しています。歯科健診前は、看護師が「歯の集会」を行い、歯の保健に関することを子どもたちに分かりやすく伝えています。歯磨きは2歳後半から慣れるよう指導しています。</p>	
<p>【A14】 A-1-(3)-③ アレルギー疾患、慢性疾患等のある子どもについて、医師からの指示を受け適切な対応を行っている。</p>	<p>b</p>
<p><コメント></p>	
<p>アレルギー疾患のある子ども対応については、「保育所におけるアレルギー対応ガイドライン」を基に、子どもの状況に応じた適切な対応を行っています。アレルギー児専用の献立表を作成し、該当児の保護者に確認してもらい、除去食を提供しています。食事の提供では、アレルギー児専用のトレイを用い、アレルゲンと児童名を記入し、調理室と保育士で確認を行い、十分留意して配膳しています。また、保護者、子どもへ登園時に食べ物を持って登園してはいけないことを説明し、園だよりにも載せて理解を促しています。職員に対して、アレルギー疾患に関する研修は実施していますが、新任職員についてはエピペンの使い方等の知識・技術習得の研修実施は未達であり、今後、園内研修等に導入されることを期待いたします。</p>	

A-1-(4) 食事	第三者評価結果
【A15】 A-1-(4)-① 食事を楽しむことができるよう工夫をしている。	a
<コメント> 食育活動を保育の計画に位置付けて取り組み、栄養士が子どもたちに食育を行っています。活動では、ボランティアの方々が栽培したさつまいも（秋）、じゃが芋（春）の収穫体験を行い、調理から食卓に上げ、子どもたちは食べる喜びを味わい、感謝の心を持ち、食べ物を大切にしながら粗末にしないことを学んでいます。畑で栽培した野菜も同様に収穫して食事を楽しんでいます。栽培活動や調理保育を通して食への興味関心を深められるよう支援しています。行事食については、職員が子どもたちの好きな食事を把握し、献立の手伝いをしています。給食は検食簿を用意し、主に主任が離乳食を含めて検食を行い、給食会議に提出して調理の工夫に生かしています。	
【A16】 A-1-(4)-② 子どもがおいしく安心して食べることのできる食事を提供している。	a
<コメント> 一人ひとりの子どもの発育状況や体調等を考慮し、配慮食の提供はしていませんが、献立、調理の工夫を行っています。例えば、体に負担のないよう牛乳を白湯にしたり、食事量を減らすことで対応し、口腔内のケガでは食材を細かく刻む等、それぞれに配慮しています。献立は川崎市統一の献立を活用し、食のテーマは地方食、世界食であり、季節感、旬の食材を取り入れて提供しています。行事食については、子どもたちが喜ぶよう、盛り付け・見た目を可愛くしたり、食べる意欲につながるような献立を提供しています。栄養士は、給食時間に3人の内1人が交代でクラスを巡回し、喫食状況を把握し、子どもたちに感想を聞く等、調理の工夫に生かすようにしています。また、調理体験では秋刀魚の骨取りを行い、小骨がなければ魚を美味しく食べられること等も教えています。	

A-2 子育て支援

A-2-(1) 家庭と緊密な連携	第三者評価結果
【A17】 A-2-(1)-① 子どもの生活を充実させるために、家庭との連携を行っている。	a
<コメント> 保護者とは日々の情報交換を大事にし、関係作りを丁寧に行っています。連絡帳（2歳児まで）、クラス掲示、懇談会、個別対応を通して保育の理解を得られる機会を設け、子どもの成長を共有できるようにしています。また、園での排泄状況をお知らせし、記入用紙に3歳児は毎日の状況を、4歳～5歳については1週間分を記録しています。	
A-2-(2) 保護者等の支援	第三者評価結果
【A18】 A-2-(2)-① 保護者が安心して子育てができるよう支援を行っている。	a
<コメント> ●保護者との関係については、日々コミュニケーションを図り、保護者等からの相談に気軽に応じ、それぞれの家庭の事情に配慮し、保育所の特性を生かした支援を行っています。相談を受けた職員は相談内容を適切に記録し、園長に報告し、適切な対応や助言ができるよう努めています。	
【A19】 A-2-(2)-② 家庭での虐待等権利侵害の疑いのある子どもの早期発見・早期対応及び虐待の予防に努めている。	a
<コメント> 家庭での虐待等権利侵害の疑いのある子どものケースについては、虐待に関する対応マニュアルを用意し、登園時の視診や、午睡前の着替えであざや傷にいち早く気づけるよう心がけています。また、権利侵害の兆候を見逃さないよう、子どもの心身の状態、家庭での養育の状況等の把握に努め、権利侵害の可能性があると感じた場合には、速やかに園全体で情報を共有しています。予防的に保護者の精神面、生活面の援助に配慮し、児童相談所等の関係機関と必要に応じて連携を図っています。職員は、外部研修に参加して知識を深めています。	

A-3 保育の質の向上

A-3-(1) 保育実践の振り返り（保育士等の自己評価）	第三者評価結果
A-3-(1)-① 【A20】 保育士等が主体的に保育実践の振り返り（自己評価）を行い、保育実践の改善や専門性の向上に努めている。	a
<p><コメント> 年間指導計画や週・日案、経過記録、人権に対する自己評価等で保育を振り返っています。保育士の自己評価は毎年実施し、個人別の反省はクラス別の年間指導計画と共に、子どもの活動、結果のみではなく子どもの心の育ち、意欲や取り組む過程に配慮して行い、各職員、園全体の課題を抽出し、職員間で学び合い、意識の向上につなげるよう努めています。</p>	